

7日獣発第289号
令和7年12月17日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会
会長 藏内勇夫
(公印及び契印の押印は省略)

飼養衛生管理基準遵守指導の手引きの改正について

このことについて、令和7年12月9日付け7消安第4318号をもって、農林水産省消費・安全局動物衛生課長より、別添のとおり通知がありました。

本通知は、令和7年9月29日付けで家畜伝染病予防法施行規則の一部改正により、新たに公布された牛等の飼養衛生管理基準の内容に合わせて、飼養衛生管理基準順守指導の手引きを改正したことをお知らせするものです。

貴会におかれでは、関係者への周知方、よろしくお願ひいたします。

(参考) 飼養衛生管理基準の改正(令和7年9月12日付け)

重複・類似項目の統廃合や対象畜種にエミューの追加、非商用家畜の基準の制定を実施。分割管理を導入する際の措置(牛、豚、家きん)や大規模所有者の項目に塵埃対策や分割管理の検討、大臣指定地域の設定と地域内の取組及び農場敷地内の野鳥飛来防止対策(家きん)の項目を追加。

本件内容の問合せ先
公益社団法人 日本獣医師会事務局(吉田)
TEL:03-3475-1601
Email:yoshida@nichiju.or.jp